

第 3 号

2025
3月18日



SafetyMail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《令和7年2月末の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	381	4	443
前年	368	3	451
増減	+13	+1	-8

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	125	3	64
前年	135	3	84
増減	-10	±0	-20

春の全国交通安全運動

令和7年4月6日（日）～4月15日（火）



重点①

子どもを始めとする

歩行者が安全に通行できる

道路交通環境の確保と

正しい横断方法の実践

道路を横断するときは、横断歩道を利用し、信号機のあるところでは、信号に従って横断しましょう。

信号無視による横断、斜め横断、横断禁止場所での横断は危険です。

夕暮れ時や夜間に外出する時は、反射材用品の活用や明るい色の服を着用しましょう。

ドライバーの皆さんは、車を運転中に子どもや高齢者、障がい者を見かけた時は一時停止や減速をするなどして、思いやり運転を心がけましょう。

重点②

歩行者優先意識の徹底と

ながら運転等の根絶や

シートベルト・チャイルドシート

の適切な使用の促進

～正しく着用することで被害を大幅に軽減できます～
シートベルト着用の際の注意点

- ☑ シートに深く腰掛け、体を斜めにせず正しい姿勢になっていますか？
- ☑ 肩ベルト(3点式ベルトの場合)は、首にかかっていますか？ベルトがたるんでいませんか？
- ☑ 腰ベルトは骨盤を巻くように締めていますか？

チャイルドシート着用の際の注意点

- ☑ 子どもの成長に合わせた体格にあうものを使用していますか？
- ☑ 座席に確実に固定されていますか？

重点③

自転車・

特定小型原動機付自転車

利用時のヘルメット着用と

交通ルールの遵守の徹底

自転車乗車中に交通事故に遭われた方の多くの方が頭部を負傷しています。乗車用ヘルメットを着用して、頭部を守ることが重要です。通勤通学、買物等の日常生活で自転車に乗る時は必ず乗車用ヘルメットを着用しましょう。

令和6年の法改正により自転車運転中のスマホ通話や画面注視をする「ながらスマホ」や自転車の酒気帯び運転等が禁止となりました。これらの行為は重大事故の原因となりますので絶対にやめましょう。

重点④

横断歩道利用者

ファースト運動の推進

(滋賀県重点)

運転者も歩行者もお互いに交通ルールを守り、思いやる気持ちが重要です。

横断歩道は歩行者優先です。歩行者が横断している場合や横断しようとしている場合、車は必ず止まりましょう。

<道路交通法第38条>

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、ドライバーは横断歩道の直前で車を一時停止して、その通行を妨げないことが義務付けられています。

- ▶ 違反した場合の罰則
3か月以下の懲役、または5万円以下の罰金
- ▶ 違反点 2点
- ▶ 普通車の場合の反則金 9,000円



4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です！

架空料金請求詐欺に注意！！

携帯電話に、実在する通信事業者等を装い「料金のことでお伝えしたいことがあります」といったメールや自動音声の着信があり、対応すると、「有料サイトの登録料金が未納です」や「高額当選したので受取り料金を支払ってください」等を言われ、電子マネーでの送金やATMでの振込みを指示されるものです。

- 慌てて電話やURLに接続しない。
- 電話やメールの請求に電子マネーで手続きしない。



事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp